

第2回教育委員会会議録

1. 日 時 令和2年5月13日（水）
開会：午後1時30分
閉会：午後3時15分
 2. 場 所 筑後市役所 東庁舎 302会議室
 3. 出席委員 教育長：中 村 英 司 委 員：齋 藤 百 合
委 員：久 保 大 委 員：下 川 博 大
委 員：吉 田 和 博
 4. 事 務 局
教育委員会次長：森 田 欣 也 学 校 教 育 課 長：坂 本 啓 悟
社 会 教 育 課 長：山 田 邦 昭 人 権 ・ 同 和 教 育 課 長：古 賀 毅
学 校 教 育 課 総 務 担 当 係 長：堤 好 弘 教 育 指 導 主 事：椎 窓 敏 広
指 導 主 事：木 下 善 弘 指 導 主 事：堤 豊
学 校 教 育 課 学 校 再 編 担 当 係 長：佐々木 稔 学 校 教 育 課 学 事 担 当 係 長：井 手 雄 香
 5. 書 記
学 校 教 育 課：永 松 貴 子
 6. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
 - 3 議事
- 非公開議案**
- (1) 議案第35号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
(令和2年度筑後市一般会計補正予算第4号：学校教育課)
(非公開で審議後、原案可決)
- (2) 議案第36号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について (令和2年度筑後市一般会計補正予算第4号：社会教育課)
(非公開で審議後、原案可決)
- 公開議案**
- (3) 議案第37号 筑後市就学援助費交付要綱の一部改正について
教育長 議案第37号 筑後市就学援助費交付要綱の一部改正について、学校教育

課長。

坂 本 それでは、資料4をご覧ください。

1 ページを開けていただいて、例規審議ワークシートの制定・改正に至る動機というところをご覧ください。

こちらのほうに改正の理由を書いております。筑後市の就学援助につきましては、金額につきましては国の要保護児童生徒援助金交付金予算単価及び国庫補助限度単価というものを基準にそれに合わせる形で実際の支給額というのを定めてきております。令和2年度からは国のほうの国庫補助限度単価が引き上げられるということで、筑後市においてもそれに合わせた形で交付金額の単価を改定させていただきたいという内容です。

それから、2点目の日本スポーツ振興センター共済掛金の交付金額。スポーツ振興センターの共済掛金は、保護者の一部負担と市がもともと出さないといけないものを、市が合わせて支払いをしております。これは保護者負担の金額についての規定ということになりますので、就学援助じゃない方については自分で出していただく金額になりますが、就学援助の方は、市のほうがその分を負担するという形になっております。それが準要保護でいいますと、460円ということになるんですけど、要保護、生活保護世帯の場合はもともと掛金が安く設定をされておまして、保護者負担は20円でいいということになっておりました。その20円を市が肩がわりをするということになるんですけども、そうやってきておりましたが、規定の中に要保護児童生徒の掛金20円分を支給するという規定がございませんでしたので、漏れていたその規定を追加させていただいているという内容になっております。

そして、給食費のところにつきましては各自治体で金額を定めているということになりますが、筑後市でも金額を定めておまして、月額でいうと小学校が4,200円、中学校が4,900円、それを11月掛けて、年額でいうと小学校が4万6,200円、中学校が5万3,900円、3年生が5万2,000円ということで保護者から負担をしていただいております。そういう規定をしてきておりましたが、実際は、例えば、転入とか転出とか、月の途中とかというようなことになってきますと、年額じゃなくて、実費を日割りでしたりとか、途中で転出されたらその月の分だけとかという形になりますので、4万6,200円以内と5万3,900円以内という規定をつけないといけないということで、「以内」をつけさせていただいております。

改定の内容としては以上のとおりで、それを要綱の中に表としてうたい込むというような改正の内容になっております。

以上です。

教育長 就学援助費交付要綱の一部改正についてですが、何かご質問等ございませ

んでしょうか。

(な し)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第37号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(4) 議案第38号 筑後市特別支援教育就学援助費交付要綱の一部改正について

教育長 議案第38号 筑後市特別支援教育就学援助費交付要綱の一部改正について、学校教育課長。

坂本 資料5の1ページをご覧ください。

ワークシートの制定・改正に至る動機というところをご覧くださいと思います。

これも基本的には就学援助と一緒に特別支援学級に在籍をされている子どもさんに対して教育費等を支給するというような形になっています。支給額につきましては文科省が定める国庫補助対象限度額に準じてうちも支給をしているという形になります。その国の定める補助対象限度額が引き上げられた、変更されたということで、筑後市の支給額についても要綱を改正するというので今回提案をさせていただいているものです。

具体的な変更の内容は、そちらのほうの2ページ、3ページをご覧ください。実際の金額は支給の上限とかというものを規定されていて、その中で実費の2分の1とかというような規定のされ方になっておりますので、その上限のところに変更になるということをご理解をいただければと思います。

以上です。

教育長 よろしいでしょうか。

(な し)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第38号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。ありがとうございます。

(5) 議案第39号 筑後市体育協会補助金交付要綱の一部改正について

教育長 続きまして、議案第39号 筑後市体育協会補助金交付要綱の一部改正について、社会教育課長。

山田 それでは、資料6をお願いいたします。

筑後市体育協会補助金交付要綱の一部改正です。

1枚めくっていただきまして、例規審議ワークシートで説明をさせていただきます。

改正に至った動機ですけれども、これまで、福岡県民体育大会の派遣事業は市から体育協会へ委託をして実施をしていただいておりますが、監査委員等々から委託にそぐわないというような指摘も受けましたので、今回体育協会の派遣事業の中には選手強化費なども入っておりますので、体育協会への補助事業という形で委託から補助への組替えをさせていただくということに伴って、体育協会の補助要綱の中に派遣事業への補助も含むという改正にさせていただいたところであります。

以上です。

教育長 新旧対照表で見ると一番分かりやすいのかなと。(1)のエのところに「福岡県民体育大会派遣事業」というのを対象に入れたということです。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第39号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

以上で議事を終了いたします。

4 報告事項

(1) 【筑後市教育長に対する事務委任第3条に基づく臨時代理の報告】

①新型コロナウイルス感染防止対策について

②令和2年度筑後市一般会計補正予算第3号：学校教育課

③令和2年度筑後市一般会計補正予算第3号：社会教育課

(2) 筑後市再編新設小学校等建設設計業務プロポーザルについて

(3) 非常勤職員の任用について

(4) 筑後市教育委員会事務局職員の分限（休職）処分について

5 その他

(1) 次期教育委員会

6 閉会のことば